

秘密婚とイギリス近代 (二)

栗原真人

目次

- 第一章 課題―教会挙式婚と秘密婚―
- 第二章 ウィリアム ガウジ William Gauge 「家族の諸義務について Of Domesticall Duties」と婚姻方式
 - 一 婚姻の当事者について
 - 二 当事者達はどのような仕方で堅固な単一体に正しく結ばれるのか
 - 三 婚姻の目的について
 - 四 秘密婚について
- 第三章 婚姻契約と教会裁判所
 - 一 スウィンバーン H. Swinburne 「婚姻約束もしくは婚姻契約論 A Treatise on Spousals or Matrimonial Contracts」について
 - 二 婚姻約束訴訟 (以上、香川法学第十一卷第一号)
- 第四章 初期近代イングランドにおける婚姻慣習
 - 一 求婚について
 - 二 婚姻契約と秘密婚
 - 三 「花嫁の妊娠」と婚姻慣習
 - 四 婚前淫行罪と教会裁判所
 - 五 私生児と教区社会 (以上本号)

第四章 初期近代イングランドにおける婚姻慣習

十七世紀前半のイングランドでは、一六〇四年の教会法に規定された教会挙式婚（第一章参照）への婚姻の統一化政策が教会によって推進される一方で、秘密婚も違法であるが無効とされることなく、教会で行われるものであれ、そうでないものであれ、依然として行われていた。婚姻の成立を教会儀式に求める教会挙式婚は、婚姻予告によるものであれ、婚姻許可証によるものであれ、一六〇四年の教会法による多くの規制をとまなうものであるが、両当事者の合意に婚姻の成立を求める「婚姻約束の法」よりも婚姻関係の確定性を保障する点で、それが広く受容された一つの要因をみることができるとりわけ、婚姻に財産関係を帰属させる継承財産設定 settlement の慣行を採用しつつある土地所有者達にとって、教会挙式によって婚姻関係を確定させることは、コモンローが教会挙式婚を唯一合法的な婚姻とみなしていることから必要不可欠であった⁽¹⁾。

土地所有者の間で広く行われた教会挙式婚について、一六三〇年代のヨークシャの婚姻の儀式がラスレット P. Lassett によって引用されている。

「わが州における婚姻の儀式について

つねに男性側の父、もしくは本人が相手の女性の父に、自分はお宅に歓迎されるかどうか、もし正式に求婚すれば話を進めてくれるかどうか、またこの申し出がお気に召したかどうかといったことを知るために手紙をしたためる。

その際、女性の父親が男性の善意に感謝の意を表わすだけで、何かの口実をもうけるようなら、拒絶を意味したのである。反対に、この申し入れが好意的に受け取られた場合は、その若い男性はおそらくは二度ばかり、相手の娘がど

ういう感情を抱いているかを見るために出向くのである。その結果、彼女が従順で気持ち自分の方に傾いているのがわかれば、三度目に訪れた際に彼女に一〇シリング金貨かそれと同等の指輪を与えるはずである。ときには二〇シリング金貨もしくは同価値の指輪であることもある。さらに次に訪れたときに一〇シリングを渡すか、その次のときに一組六シリング八ペンスの手袋かを渡す。その後は一回おきに、あまり高くはないが気のきいた玩具や珍しいものを何か与えるのである。彼らはいは三週間ごとか一ヶ月ごとに訪問しあい、その期間はふつう最初の訪問から最後のものまで半年かそこいらである。

若者同士が同意し、約束すればすぐに女性の父親は、持参金の扱いについて女性側と相談し、同様に女性のための寡婦資産 *jointure* や領地譲渡 *feoffment* (これは女性のために設定された継承財産である) の扱いについても相談する。さらに婚礼の日取りをも決定するが、それは二、三週間後くらいがふつうである。その間に婚礼衣装をつくってもらい、婚礼の祝宴の用意をする。宴会の出費はふつうは花嫁の父の負担である。彼らの慣習では婚礼の日友人達に手袋を与えることになっているので、それを買いととのえなければならぬ。この費用は男性がもつのだが、ときには花婿が男性に、花嫁が女性に手袋を与えることもあるし、花婿が花嫁の友人に、花嫁が花婿の友人に与える場合もある。手袋をあげるのは結婚式のために教会へ出かける間際である。

そうして、新婦の身じたくができ、人々の出かける用意もできるとすぐに新郎が近づき、新婦の手をとって「奥様がお望みならばよいのですが」と言うのである。あるいはみんなの前で彼女にキスをすることもある。それが済むと彼女の父親に続いて外へ出る。新郎の友人のひとりが新婦を先導し、他の若い男性達は各々ひとりの女性を教会へ伴って行く。さらに新郎と新婦の兄弟や友人達は食事をもにする。しかし、新郎が新婦を自宅に連れてくるのは、おそらく一ヶ月くらいあとのことである。持参金は、新婦が出ていく朝に支払われる。男が花嫁を連れてやってくると

きには、彼の親友つまり近隣の若い男性が何人か彼に同行する。ほかの者は道で一行を見ることになるはずである。こうしていよいよ彼の家でまた前と同じお祭り騒ぎが行われる。」⁽²⁾

この教会挙式婚が婚姻予告によるものか、婚姻許可証によるものか明記されていないが、この儀式がこの地方のヨーマン以上の地主達の慣習であることから、後者とみてよいと思われる。当然のことながら、ヨークシャのこの婚姻慣習は財産のない低い階層の間ではあてはまらないし、イングランドの他の地域の婚姻慣習とも異なるであろう。夫婦の同居が教会挙式の一ヶ月後とされる慣習は地域的比較を必要としよう。しかしながら、求婚、婚姻契約、教会による聖別と世俗的祝福という第二章で示した婚姻の三つのプロセスがとられていることは、この慣習のなかで確認されるであろう。その意味では、この慣習はこの時代の教会挙式婚による婚姻の典型的パターンを示している。

そして、この慣習が本章で検討する課題を提供していると思われるのは次の二点に関してである。第一は求婚 *courtship* に関してである。ヨークシャの慣習では求婚は親の同意を要するとはいえ、両当事者の意向に委ねられている。しかし、求婚が当事者達の選択の自由にどの程度まで委ねられているのかは、階層によって、また当事者達の家族内での地位（例えば、長男、長男以外の息子、娘）によって様々である。地主家族では相続人である長男や娘の婚姻において、当事者達の選択の自由よりも家族の利益が優先され、親、親族、保護者などによって取り決められる *arranged marriage* が行われ続けている。⁽³⁾ この *arranged marriage* の場合には当事者達の選択の自由は形式的なものにすぎないと思われる。しかし、*arranged marriage* のもとの求婚パターンは上層の地主家族に限られたものであり、それ以下の階層ではあてはまるものではない。庶民の間では別の求婚パターンがとられており、それが秘密婚とどのような関連をもつのかを探ることが第一の課題となっている。

そして、第二はこの慣習のなかで婚姻契約と教会挙式の間、さらに教会挙式と夫婦の同居の間に性交渉が大目に

みられていたと思われることである。「契約後に結婚しているかのごとく相手を知る自由があると多くのものが思っている」とガウジをして嘆かした現実がそこにある。⁽⁴⁾このことは、庶民の慣習では婚姻を成立させるのは「古き婚姻約束の法」であって、教会挙式が行われる場合であつてもせいぜい婚姻の最終段階として行われるにすぎず、「婚姻は教会挙式によってのみ成立する」と必ずしもみなされていないことを意味している。庶民の婚姻慣習(「婚姻約束の法」と一六〇四年の教会法との矛盾がそこにある。従つて、庶民の婚姻慣習を探り、さらに「婚姻約束の法」と一六〇四年の教会法との対立のなかで後者への婚姻の統一化政策が推進されるプロセスを、前者への教会、教区社会、国家の対応から明らかにすることが第二の課題となっている。

(1) 継承財産設定が地主家族において果たす歴史的意義に関して検討した研究として、筆者の以下の論文がある。拙稿「社会史からみた近代イギリスにおける家父長制家族(一)(完)」(香川法学第四巻三号、第七卷第二号 一九八五年 一九八七年)。

(2) ラスレット著 川北稔、指昭博、山本正訳「われら失いし世界」(三嶺書房 一九八六年)一四〇—一四二頁(P. Laslett, *The World We Have Lost-further explored*, Methuen, 1983, pp. 102-103.)

(3) L. Stone, *The Family: Sex and Marriage in England 1500-1800*, Weidenfeld and Nicolson, 1977. 拙稿「前掲論文(一)」も参照。

(4) W. Gouge, *Of Domesticall Duties*, 1622, p. 202.

一 求婚について

若い人達が出会い、婚姻相手として適しているかを相互に確認しあう場としての求婚において若い人達に大幅な自由が与えられていたことがイングランド社会の特徴として指摘されている。⁽¹⁾貴族、上層ジェントリ、都市富裕層より

も下の階層では、求婚の主導権は親、保護者、近所の有力者などの助言や同意を受けるとはいえ、若い人達にあるのが通常であった。こうした助言や同意の意義は性と富の違いによって多様と思われるが、全体としてみれば、一組のカップルが結婚を決意したとき、それが与えられないことはまれであったと思われる⁽²⁾。

若い男女の交際も庶民の間では祝祭日、定期市、居酒屋、教会などで広く認められている。そして、若い男女が婚姻相手として相互にふさわしいのかどうかを確認しあうための求婚行動を認める地域的な慣習も存在する。ナイト オブ ウォッチング *Nights of Watching*、バンドリング *Bundling*、シッティング アップ *Sitting Up* などと呼ばれる夜這いの慣習がそれである⁽³⁾。

「田舎の人々の習慣を知るものは、夜間の求婚が慣習であり、求婚中の若者は白昼だれかに二人でいるところを目撃されないように気を配るべきことを知っている。未婚の二人が公けに一緒に現われることはめつたにない。親が子の婚姻相手の選択について最初に知らされるのは、第三者、通常は近親者からである。そこで親は暗黙に是認するか強硬に反対するか⁽⁴⁾の機会が与えられる。」

ナイト オブ ウォッチングと呼ばれるウェールズ地方のこの求婚慣習は女性の住居でその女性の親や主人に目撃されることなく夜に行われるのが常である。しかし実際には、親や主人の暗黙の諒解のもとで行われていたと思われる。また、夜間に女性の寝室で着衣をつけたままベットに横たわり、結婚について語り合うバンドリングの慣習も、ウェールズのみならずイングランドにおいても広くみられた庶民の求婚慣習であった⁽⁵⁾。

若者達の自由な求婚行動の様子はランカシャの呉服商の徒弟、ロジャー ローウ Roger Lowe の日記から窺うことができる。

「一六六三年五月五日

家にもどってから、私はロジャー・ネイラー Roger Naylor の家を訪れた。一つは、その晩、彼らに同行して行くことを約束したからである。(その後、)私は店に行くことにし、そこでしばらくすごし、そのあとで再び(ロジャー・ネイラーの家に)出かけた。私はメアリーに求婚で夜をすごすことを *to sit up* 秘密に約束していた。彼女も話をすることを約束していた。主な問題は、私達は別々に住んでいるために他の人達のように公けに行動することを望まないということ、私達は秘密に生活し堅く愛し合っているということ、私達はお互いに対して私達の愛情に死ぬまで忠実であるということであった。これら全てがしっかりと決められた。これは私の生涯で初めて寝ないで求婚した最初の夜であった。⁽⁶⁾

二人の間で結ばれた誓約が「婚姻約束の法」で言うところの婚姻の成立に相当するのかどうかはこの日記から明らかではない。「ロジャー・ロウはメアリーの父親がこの結婚で私に賛成することを望んでいた」⁽⁷⁾が、ロジャー・ロウが徒弟身分であることから彼女の保護者の同意が得られず、ロジャー・ロウのメアリー・ネイラーへの求婚は結局のところ結婚まで至っていない。ロジャー・ロウは徒弟期間の終了後の一六六八年に別の女性と結婚している。⁽⁸⁾

ロジャー・ロウのケースはこの時代の下層の若者達の求婚の特徴を示している。一〇代の中頃までに親もとを離れて奉公人となる彼らは、主人の世帯で給養され、主人の権力下に置かれている。そのために、彼らの自由な求婚行動が婚姻へと帰着するまでに重大な障害に遭遇する。この障害は、婚姻は独立した世帯の形成をとまなうというイングリランドの世帯形成モデルから生じている。⁽⁹⁾従って、徒弟期間を無給で過ぎねばならない奉公人達が独立した世帯形成のために必要な経済的基盤が整わない状態で婚姻しようとしても、ロジャー・ロウのようにメアリーの保護者の反対に遭遇して座折したり、主人の反対によって座折させられたりすることになる。奉公人達の自由な求婚行動が婚姻へと結実する過程において「非公式な統制」が働いていたと言うべきであろう。⁽¹⁰⁾奉公人達の婚姻が独立した世帯形成の

ために必要な経済的基盤を整えるまで待たされたことは、この時代の初婚の平均年齢が男性は二六・六五歳、女性は二三・五八歳であるという事実によって裏付けられる⁽¹¹⁾。奉公人達に自由な求婚行動が認められる一方で、彼らの婚姻が独立した世帯の形成に必要な経済的基盤が整うまで「非公式な統制」を受けたことに、奉公人達を秘密婚に走らせる一つの原因を求めることができる。

- (1) K. Wrightson, *English Society 1580-1680*, Rutgers Univ. Press, 1982, p. 72.
- (2) *Ibid.*, p. 79.
- (3) J. R. Gillis, *For Better, For Worse: British Marriage 1600 to the Present*, Oxford, 1985, p. 31.
- (4) *Ibid.*, p. 30; Do, *Conjugal Settlements: Resort to Clandestine and Common Law Marriage in England and Wales 1650-1850*, in J. Bossy (ed.), *Disputes and Settlements*, Cambridge Univ. Press, 1983, pp. 269-270.
- (5) J. R. Gillis, *For Better, For Worse*, p. 31; L. Stone, *Road to Divorce: England 1530-1987*, Oxford Univ. Press, 1990, pp. 61-62.
- (6) Roger Lowe and Mary Naylor, 1663, in R. Houlbrooke (ed.), *English Family Life 1576-1716*, Basil Blackwell, 1988, p. 19.
- (7) *Ibid.*, p. 22.
- (8) *Ibid.*, p. 251.
- (9) R. Wall, Introduction, in R. Wall, J. Robin, P. Laslett (ed.), *Family Forms in Historic Europe*, Cambridge Univ. Press, 1983, p. 13.
- (10) S. D. Amussen, *An Ordered Society: Gender and Class in Early Modern England*, Basil Blackwell, 1988, p. 109; A. Macfarlane, *Marriage and Love in England 1300-1840*, Basil Blackwell, 1986, p. 147.
- (11) ラスレット 川北稔他訳「われら失った世界」一一五頁参照(P. Laslett, *The World We Have Lost-further explored*, p. 82.)°

二 婚姻契約と秘密婚

十七世紀前半のイングランドでは、教会挙式婚が推進される一方で、Spousals, Making Sure, Handfasting, Trothplightと慣習によって称される私的な契約によって、婚姻は教会挙式をとまなうことなく成立すると考えられていた。前章でみたように、教会挙式をとまわらない婚姻契約の有効性をめぐって争われる婚姻約束訴訟が十七世紀前半において減少したことは、上記の私的契約に対する教会裁判所の消極的対応を示すものであるが、このことは「生ける法」のレベルで上記の私的契約が行われなくなったことを必ずしも意味しない。そこで、上記の私的契約がどのように結ばれ、そこにはどのような特徴がみられるのかをいくつかのケースから検討することによって、この時代の婚姻の慣習を探ってみる。

十七世紀前半、サマセット東部のクロススクームCroscombe教区で、ロバートRobertとマージョリMarjorieの婚姻のために、その証人達が鍛冶屋ジョン リードJohn Reedの家に集まった。

「リードは二人に手をにぎることを求めた。ロバートとマージョリは右手をにぎりあい、ロバートはリードのあとに従って契約の文言を繰り返した。ロバートが最初にその文言を言った。『我ロバートは汝マージョリをめとり、死して我らが別れるまで、幸いにも災いにも生涯汝を保つべし。我はこれを約す I plight thee my troth。』それから二人は手を放した。そのあとで二人は再び手をにぎり、マージョリが同じ言葉を繰り返した。二人はキスをし、ロバートはその契約の証拠として一枚の六ペンス銀貨を割り、一方をマージョリに与え、片方を自分で保管した。証人達は二人が夫婦であることを認め⁽¹⁾た。」

一五七六年七月一日の午後、ケンブリッジシャーで、アンドリュウメタンAndrew Metenとアグネスクロプウェ

ル Agnes Crowwell は二人の婚姻の話をしていた。

「『あなたは私を愛し、私をあなたの夫にする気がありますか』とアンドリューはアグネスに尋ねた。『アンドリュー、私もあなたをとて愛しているわ。私の母の同意があれば、私はあなたを私の夫にしようと思います』とアグネスは答えた。しかし、アンドリューの話によれば、二人は親の同意を得るまで待たなかった。その日の夕方、二人が別れる前に、アグネスが次のように打ち明けた。『アンドリュー、ここにいる人達の前で、私はあなたに誓います。』それから、アンドリューは再びアグネスの手をにぎった。『我アンドリュー メタンは汝アグネス クロプウエルを死して我らが別れるまで我が妻にめとる。我はこれを約す。』そして、二人は手をにぎりあい、アグネスがアンドリューに言った。『我アグネス クロプウエルは汝アンドリュー メタンにとつぐ。我はこれを死して我らが別れるまで約し、我は死して我らが別れるまで他の夫をもたないことを約束する。』契約の証しとして二人はキスをし、アンドリューは四枚の六ペンス銀貨を彼女に与えた。彼女はすぐにそれを自分の財布に入れた。」

一五九八年七月、レスターシャで、ロバート ヒュバード Robert Hubbard とエリザベス コォーント Elizabeth Cawnt の二人はこの地方の慣習に従って結婚した。

「ロバートとエリザベスは婚姻の誓約と金貨を交換し、手をにぎってキスをし、それから彼女の家で同衾した。上記の金貨の交換があった次の朝、エリザベスは数人の友人達を自分の家に来るように呼んだ。そこでロバートとエリザベスは二人の婚姻を完成させたことを友人達の前で宣言した。その後、裁判所に訴えられたとき、二人の行動はレスターシャ内では普通の仕方であり、慣習であると言われた。

『レスターシャ、とりわけ上述の都市（ホビィーアンドゥォルサム Hoby and Waltham）の内部及びその周辺ないしそれに隣接する地域では、求婚しようとする男は、指定の日に、同衾する前に結婚の最後の決心をしなければな

らないというのが、一〇年、二〇年、三〇年ないし四〇年前から普通にみられる慣習であった。もし、結婚の決心がつき、契約が結ばれれば、男は契約成立の夜を女性の家で過ごすのが最も普通のことであり、そうでなければ、一夜を過ごすことなく立ち去るのである。⁽³⁾」

これら三つのケースから明らかのように、証人達の前での「現在形の合意」を示す儀式化された言葉の表明と、その証しとしての金貨や指輪などの象徴物の交換によって婚姻が成立したとみなされている。これら三つのケースは教会挙式をとみなわない点では秘密婚であるが、証人達の前で行われており、当事者達の無方式の秘密の合意によって婚姻が成立するとみなされているわけではない。婚姻契約が「手をにぎる」という儀式化された行為を意味する *Handfasting* と呼ばれる地域もあり、慣習によって定められた儀式化された行為が婚姻契約に必要とされる。また、婚姻契約の証しとしての金貨などの交換も契約を構成する重要な要素として慣習によってみなされている。⁽⁴⁾ これら三つの秘密婚は教会裁判所の供述録取書から明らかにされたものであるが、教会挙式をとみなわない秘密婚の特徴が示されている。

第一のケースでは、私宅に証人達を集めて「現在形の合意」が結ばれている。要するに、公けに「現在形の合意」が結ばれることが重要なのである。従って、この種の秘密婚が酒場 *alehouse* で行われたりすることがよくみられるのは、酒場がこの時代に下層の人々が集まる公けの場を提供していたからであった。⁽⁵⁾ すなわち、酒場に集う隣人集団や仲間集団の認知こそ両当事者の「現在形の合意」とともに婚姻の成立に不可欠なものともみなされていたとすることができる。

このように、公けに結ばれた「現在形の合意」によって婚姻は成立するとみなされていたわけであるが、それは解消しえない絆の創設とみなされていたのだろうか。婚姻契約が公けに破棄され解消されたケースがギリス *J. Gillis* に

よって紹介されている⁽⁶⁾。これらのケースがスウィンバーンによって示された「婚姻約束の法」が言うところの「現在形の婚姻約束」にあたるのか、それとも「将来形の婚姻約束」や「条件付婚姻約束」にすぎないのか、ギリスは示していないが、婚姻契約は両当事者の合意と贈物の返還や金銭の支払いなどによって解消されている。また、サセックスのクレア Clare 教区では、「クレアの私、スーザン ウォード Susan Ward はジョン マンソン John Manson に対する全ての私の権利をスーザン フロスト Susan Frost に譲る。それゆえ、彼らは結婚することができ⁽⁷⁾」と教区簿冊に婚姻契約の解消が公示されている。

これらの事実は何を意味するのだろうか。「現在形の婚姻約束」の方式をとった婚姻契約それ自体は人々の間では必ずしも婚姻の成立と一義的に理解されているわけではないことを意味するのであろうか。また、「現在形の婚姻約束」であっても解消可能であり、解消しえない絆の創設ではないことを意味するのであろうか。もしそうであれば、「現在形の婚姻約束」を婚姻の成立とみる「婚姻約束の法」と現実の婚姻慣習とは必ずしも一致したものでないことを意味しよう。

第二のケースはアンドリュー メタンがアグネス クロップウェルに対して起こした婚姻契約訴訟から明らかになったものである。このケースを引用したイングラム M. Ingram は、このケースを婚姻の成立としてではなく、結婚詐欺⁽⁸⁾としてみなし、教会挙式をとらぬ秘密婚がもつ不確定性を示すものとして位置づけている。アンドリューによつて訴えられたアグネスはアンドリューとの婚姻契約を否定し、別の男との先約を主張した。さらに、アグネスはこの訴訟が裁判所で争われるときまでにその男と教会挙式を済ませ、彼と生活を開始している⁽⁹⁾。アグネスとの婚姻の確認を求めるアンドリューの訴訟は結果としては敗訴したが、アグネスがアンドリューとの婚姻契約を無効とした理由は、アンドリューとの婚姻契約以前に別の男と婚姻契約をすでに結んでいたという先約による婚姻障害にもとづい

ており、このことは公けに結ばれた「現在形の合意」が婚姻の成立とみなされていたという現実そのものを否定するものではない。

第三のケースのロバート ヒュバードとエリザベス コォントの婚姻はレスターシャの婚姻慣習にもとづいてなされている。両当事者の合意と婚姻の証しの交換によって婚姻は結ばれ、性交渉によって婚姻が完成されたことを友人達の前で宣言している。「契約成立の夜に一夜を過ごした」ことを証人達の前で公けにすることが婚姻の成立にとって不可欠であると考えられているわけである。婚姻の有効な成立のために教会挙式が必要不可欠であるという認識はそこには全くみられない。「現在形の婚姻約束」の儀式のあとでただちに二人が同棲を開始するのは通常のこととみなすこの種の婚姻慣習は、レスターシャに限られるものではない。このことは、クエイフ G. R. Quaife による十七世紀前半のサマセットの婚姻慣習の研究からも確認することができる。

「サマセットの大部分の農村共同体では、婚姻の約束は同棲もしくは妊娠によって取消しえないものとされる行為となる。婚姻は約束で始まり、妊娠によって取消しえないものとして確認されるのである。農村共同体では婚前の性交渉というものは全く存在しない。教会や国家によって婚前の性交渉とみられる行為のほとんどは村によって婚姻内の行動として解釈されたのである。⁽¹⁰⁾」

「契約後に結婚しているかのごとく相手を知る自由があると多くのものが思っている」というガウジをして嘆かしめた現実がこの時代の婚姻慣習に根ざしたものであることは明らかであろう。教会挙式によってよりも、婚姻契約とその後と同棲によって婚姻は成立しているとみる婚姻慣習は、庶民の間で広く行われているこの時代の婚姻慣習と云うべきであろう。⁽¹¹⁾ このことは教会挙式のときにすでに妊娠している花嫁の比率の高さからも窺える。

- (一) G. R. Quaife, *Wanton Wenches and Wayward Wives: Peasants and Illicit Sex in Early Seventeenth Century England*, Croom Helm, 1979, p. 44.
- (二) M. Ingram, *The Reform of Popular Culture? Sex and Marriage in Early Modern England*, in B. Reay (ed.), *Popular Culture in Seventeenth-Century England*, Croom Helm, 1985, p. 141.
- (三) J. R. Gillis, *For Better, For Worse*, pp. 45-46, ノースハント 川北稔他訳「われら失いし世界」二二七—二二八頁 (P. Laslett, *The World We Have Lost-further explored*, p. 169.)^o
- (四) P. Rushton, *The Testament of Gifts: Marriage Tokens and Disputed Contracts in North-East England 1560-1630*, *Folk Life*, 24 (1985-6), p. 29.
- (五) P. Clark, *The English Alehouse: A Social History 1200-1830*, Longman, 1983, p. 150, p. 153.
- (六) J. R. Gillis, *For Better, For Worse*, pp. 50-51.
- (七) *Ibid.*, p. 51.
- (八) M. Ingram, *The Reform of Popular Culture?*, p. 142.
- (九) *Ibid.*, p. 142.
- (十) G. R. Quaife, *op. cit.*, p. 61.
- (十一) A. Macfarlane, *Marriage and Love in England 1300-1840*, pp. 304-305.

三 「花嫁の妊娠」と婚姻慣習

教会挙式が行われる場合に、その社会的意義として二つの別々のものが考えられる。第一は、教会挙式が行われるのは教会挙式によってのみ婚姻は成立するとみなされているからである。言うまでもなく、一六〇四年の教会法では厳格な条件のもとでそのようにみなされている。さらに、コモンローが婚姻の有効な成立を教会挙式に求めたことか

ら、婚姻に継承財産設定などの財産関係を帰属させる地主層を中心にして、教会挙式婚は婚姻の有効な成立にとって絶対不可欠なものとして受容されたと言うことができる。第二は、婚姻契約とその後と同棲によって婚姻はすでに成立しているとみなされているのであるが、教会挙式が婚姻の一連のプロセスの最終段階として、あるいは社会的儀礼として行われるにすぎない場合である。「婚姻約束の法」では教会挙式が行われる場合であってもそのようなものとしてみなされている。

「花嫁の妊娠」、すなわち、花嫁が教会挙式のとくにすでに妊娠しているという現象は、教会挙式の意義を後者に求める場合には婚姻内の現象として必然的に生じうるものである。もともと、先のヨークシャの婚姻の儀式のところを示したように、婚姻契約と教会挙式の間性交渉が大目に行われていたとすれば、前者の意味で教会挙式婚が行われる場合であっても「花嫁の妊娠」が生じる可能性はありうるわけであり、婚姻契約後に性交渉をもつこと自体はこの時代に広く認められた慣習と言えないわけではない。しかしながら、このことは、「花嫁の妊娠」が生じる主要な原因を、婚姻契約とその後と同棲によって婚姻の成立とみなす婚姻慣習に求めることを排除するものではない。その意味では、「花嫁の妊娠」はこの種の婚姻慣習が浸透しているという現実を物語るものとして位置づけることができる。

花嫁が教会挙式のとくにすでに妊娠しているかどうかは、教会挙式の日付と最初の子の洗礼の日付を教区簿冊から調べることによって明らかにされる。十七世紀前半のイングランドにおいて「花嫁の妊娠」がどの程度生じていたのかについて多くの地域的研究がなされている。そこで、そのうちの二・三の研究から「花嫁の妊娠」と婚姻慣習との関連を検討することにした。

イングラムによるウィルトシャ研究では、チョークランド chalkland とチーズカントリー cheese country という地域の特徴が正反対である二つの地域を対比しつつ、「花嫁の妊娠」に検討を加えている(表1)。表1の最初の三教区

表1. ウィルトシャ6教区における「花嫁の妊娠」1601-1640				
教 区 名		A	B	%
オールカニングズ All Cannings	1601-40	98	30	31
アルビディスタン Alvediston	1601-35	10	5	50
ブロードチョーク Broad Chalke	1601-40	70	19	27
キーヴィル Keevil	1604-35	127	13	10
ステープルアシュトン Steeple Ashton	1601-35	166	37	22
ウィリィ Wyllye	1604-40	25	5	20
合 計		496	109	22

(M. Ingram, Church Courts, Sex and Marriage in England 1570-1640, p. 220.)

表2. ウィルトシャ2教区における15年ごとの「花嫁の妊娠」1591-1635				
教 区 名		A	B	%
ステープルアシュトン	1591-1605	81	21	26
	1606-1620	75	18	24
	1621-1635	66	12	18
ブロードチョーク	1591-1605	29	9	31
	1606-1620	28	6	21
	1621-1635	22	5	23

表中のAは、出生（洗礼）登録から最初の子の出生が確認しうる花嫁の数を示し、表中のBは、そのなかで、婚姻登録と最初の子の出生登録から挙式のとくにすでに妊娠していたと思われる花嫁の数を示す。なお、表2のブロードチョークの1591-1605の期間には、1596-1600までの資料が不完全なために、この期間は含まれない (Ibid., p. 220.)。

(オールカニングズ、アルビディスタン、ブロードチヨーク)はチヨークランドに属し、残りの三教区(キーヴィル、ステイプルアシュトン、ウイリイ)はチーズカントリーに属している。そして、この二つの地域からステイプルアシュトン教区(チーズカントリー)とブロードチヨーク教区(チヨークランド)とを選び、一五年ごとの花嫁の妊娠率の変遷を示したのが表2である。

チヨークランドはウィルトシャの南部と東部をさし、牧羊と穀物生産が中心で、開放耕地制とマナー制度が根強く残る地域である。チーズカントリーはウィルトシャの北部をさし、囲い込みが進行し、マナー制度も崩壊しつつあり、毛織物工業が発展しつつある地域である。そのため、土地のない賃労働者も多く、人口もチヨークランドよりも多い。一言で言えば、チヨークランドでは経済的な変化もなく、階層化された伝統的社会構造がそのまま残り、婚姻に対する伝統的態度が持続されやすい環境に置かれていたが、チーズカントリーは、囲い込みによる農民層分解の進行とともに、毛織物工業が発展し、地域社会における階層分化が進んでおり、十七世紀前半に繰り返される経済的不況のもとで生じる貧民問題という社会問題をかかえた地域でもある⁽¹⁾。

表1が示すように、花嫁の妊娠率は平均では二二パーセントであるが、一〇パーセントから五〇パーセントまで教区によって差があり、チヨークランドとチーズカントリーとでその比率に違いをみることができる。チヨークランドで高く、チーズカントリーで低い。この相違を二つの地域の社会構造の相違と結びつけて考えれば、チヨークランドでは先に述べた「婚姻約束の法」がチーズカントリーよりも根強く持続していると言ふことができる。

また、イングラムが示した六教区の十七世紀前半における婚前妊娠率の平均である二二パーセントという数値は、エセックスのターリング Terling 村を対象としたライトソン K. Wrightson とレヴィン D. Levine の研究においても二〇・五パーセントとほぼ同じ数値が確認されるばかりでなく、ラスレットによって示されたそれぞれ別々の州に属

する七教区の十七世紀前半における婚前妊娠率の平均である二一・三パーセントともほぼ一致している⁽³⁾。その意味では、イングラムによるウィルトシャの六教区の婚前妊娠率は、地域差を含めて、イングランド全体の特徴を示していると思われる。そして、さらに留意すべきことは、これらの数字が教区簿冊に登録されたものに基づいているので、秘密婚のために教区簿冊に登録のない婚姻 missing marriage の存在を考慮すれば、実際の婚前妊娠率はこれらの数字を上回ると思われることである⁽⁴⁾。

しかしその一方で、表2が示すように、花嫁の妊娠率は二つの教区とも十七世紀が進むにつれて低落傾向を示している。この傾向は十六世紀後半の婚前妊娠率と比べるとより顕著である。ラスレットによって示された先の七教区の十六世紀後半における婚前妊娠率の平均は三一・六パーセントを示している⁽⁵⁾。十六世紀後半から十七世紀前半にかけての婚前妊娠率の低落傾向は、ターリング村においても三二・四パーセントから二〇・五パーセントへとラスレットの平均値とほぼ同じものが確認される⁽⁶⁾。

十六世紀後半から十七世紀前半にかけて花嫁の妊娠率が地域差をともないながらも低落傾向を示しているということは、「花嫁の妊娠」に対する寛大な態度が変わりつつあることを示しており、「婚姻約束の法」に対する教会と教区社会の対応から説明せねばならない問題であろう。すなわち、一六〇四年の教会法と「婚姻約束の法」という二つの婚姻法の矛盾のなかで、教会と教区社会によって後者が否定され前者が推進されるプロセスのなかで検討されねばならない問題であろう。

このことは、「花嫁の妊娠」が婚前淫行罪 preuptial incontinence として教会裁判所へ告発される動きが十七世紀に入って増々強化されたことに現われている。さらに、「花嫁の妊娠」から生じうる私生児の問題も防止されるべき教区社会の重大問題として扱われている。私生児を生み出しかねない貧民の婚姻は、教区社会の平和を脅かすのみなら

ず、救貧税などの教区社会の経済的負担を増大させる事態を生じうるために防止されねばならないのである。一六〇四年の教会法に婚姻を統一化し、婚姻予告への統制によって貧民の婚姻を防止するためには、貧民であっても容易に婚姻しうる「婚姻約束の法」は否定されねばならないのである。

- (1) チーズカントリーとヨークシャーの経済構造の相違に関しては、cf. M. Ingram, *Church Courts, Sex and Marriage in England 1570-1640*, Cambridge Univ. Press, 1987, pp. 74-82.
- (2) D. Levine and K. Wrightson, *The Social Context of Illegitimacy in Early Modern England*, in P. Laslett, K. Oosterveen and R. M. Smith (ed.), *Bastardy and its Comparative History*, Harvard Univ. Press, 1980, p. 164.
- (3) P. Laslett, *Family Life and Illicit Love in Earlier Generations*, Cambridge Univ. Press, 1977, p. 130.
- (4) L. Stone, *Road to Divorce*, p. 74.
- (5) P. Laslett, *Family Life and Illicit Love in Earlier Generations*, p. 130.
- (6) P. Levine and K. Wrightson, *op. cit.*, p. 164.

四 婚前淫行罪と教会裁判所

教会挙式前の性交渉を認めず、正しく挙式された婚姻のみが性交渉を正当なものとするという教会の態度は古くからとられており、婚前の性交渉(従って、教会挙式前の「花嫁の妊娠」も)は、婚前淫行罪 *pre-nuptial incontinence* もしくは婚前姦通罪 *antinnuptial fornication* として教会裁判所によって処罰されるべき犯罪とされている。先に述べた「婚姻約束の法」にもとづく婚姻がこの犯罪に該当することは言うまでもない。道德の改善にかかわるこの種の事

件が職権にもとづく懲罰的訴追とされていたことはすでに述べた通りであるが、この種の事件の訴追は教区からの告発 presentment、すなわち教区から提出された告発を含む報告書にもとづいて行われている。そして、告発の主要な責任は教区聖職者、教会委員 churchwardens 及び他の教区官吏達などの教区社会の担い手達に負わされていた。

それでは、婚前淫行罪などの性犯罪を含む教区の犯罪に対して、これら教区社会の担い手達はどのように対応することを求められていたのだろうか。それを一六〇四年の教会法からみてみよう。

一六〇四年の教会法では、教区の官吏の選出を次のように規定している(八八―九一条)⁽¹⁾。教会委員は、各教区から僧侶と教区民の双方の同意を得て選ばれる。双方の同意が得られない場合には、僧侶が一人を、教区民がもう一人を選ぶと規定されている(八九条)。副教会委員 questmen も同じように選ばれる。さらに、彼らを助ける二・三人の教会委員助手 sidemen も僧侶と教区民の双方の同意によって選ばれる。しかし、双方の同意が得られない場合には、主教区の教会裁判権者によって指名されることになっている。これら教区の官吏達は任期一年で、復活祭の週に選ばれ、再任を妨げないとされている(八九、九〇条)。その一方で、教区書記 parish-clerk は教区主任司祭 parson もしくは教区主任牧師 vicar によって選ばれている。二〇歳以上で、上記の教区主任司祭もしくは教区主任牧師に熟知された、正直で物事に精通した of honest conversation 人物であるばかりでなく、十分な読み書き能力があり、出来れば十分な歌唱力のある人物が教区書記に選ばれるべきことが求められている(九一条)。この読み書き能力が教区における犯罪の告発を含む報告書の作成のために必要なことは容易に理解されよう。

このようにして選ばれた教会委員、副教会委員、教会委員助手は教区の犯罪の告発を義務づけられている。

「もしも誰かが、姦通 adultery、売春 whoredom、近親相姦 incest、泥酔 drunkenness によって、あるいは悪口 swearing、卑猥な言葉 ribaldry、高利 usury、そして他のふしだらで不道德な生活によって、同胞を害するならば、教会委

員もしくは副教会委員及び教会委員助手は、彼らの教会裁判権者への次の告発のときに、上記の全ての犯罪者を忠実に告発すべし」(一〇九条⁽²⁾)。

さらに、彼らによる犯罪の告発を監督するために、聖職者がこの告発に関与すべきことが規定されている。

「教会委員、副教会委員、教会委員助手、及びこの種の他の俗人達は、説諭、叱責、そして教会裁判権者への摘発によつて、彼らの教区における罪と不道徳を禁圧することに注意を払うべきであるが、彼らの上司への恐れによつて、あるいは怠慢によつて彼らの義務を果たさずとしないことがしばしば生じるために、我々は次のことを命じる。今後、全ての教区主任司祭及び教区主任牧師は、あるいは彼らが欠員の場合には彼らの副牧師及び彼らの代理の者は、上記の教会委員、副教会委員、及び上記の他の者とともに全ての告発に加わるべし」(一一三条⁽³⁾)。

この一一三条から、教区の犯罪が教会委員などの教区官吏達によつて告発されることなくすまされることがありうるといふ現実と、聖職者にも告発の責任を負わせることでその現実を改善しようとする教会の対応とを窺うことができる。そして、教区の犯罪の告発は犯罪事実にもとづいてのみ行われるのではない。

「教会委員、副教会委員、教会委員助手、及びこの種の教会官吏は、全ての教区の犯罪者と無秩序の改善のために宣誓し、僧侶は、上記の犯罪者によつて犯された犯罪と無秩序と、彼らについて広がっている世間の評判 common fame を告発することを課せられている」(一一五条)。

このように、教会裁判所への告発は「世間の評判」にもとづいてなされうるわけであるが、「世間の評判」などにもとづく告発は、教会裁判所だけに限られることなく、治安官 Constable による治安判事への告発においても行われており、この時代の刑事裁判の特徴と言うべきであろう。しかしその一方で、教区からの告発は随時求められたのではなく、「主教の巡察 Visitation のときを除いて、年二回以上は告発を提出することを強制されない」(一一六条) こと

も定められている。

それでは、教区聖職者、教会委員、副教会員、教会委員助手によって、「花嫁の妊娠」はどのように扱われていたのであろうか。一六〇四年の教会法以前から、「花嫁の妊娠」は教会裁判所に告発されるべき犯罪とみなされていたが、実際には、教区簿冊の婚姻と洗礼の登録から明らかにされる「花嫁の妊娠」が全て教会裁判所に告発されているわけではない。とはいえ、「花嫁の妊娠」が教区聖職者や教会委員の告発によって教会裁判所に訴追される比率は、地域差があるとはいえ、十七世紀に入るとおおむね増大傾向を示している。

マックファーレン A. Macfarlane は、十六世紀末のエセックスのリトルバドゥ Little Baddow 教区とボーラム Borham 教区では、花嫁の一〇—二〇パーセントが挙式のとくに妊娠していたが、妊娠していた一人の花嫁のうち教会裁判所へ告発されたものはおらず、婚前妊娠が教区社会において暗黙裡に承認されていたことを指摘している。⁽⁵⁾

しかし、同じエセックスのターリング村では、「花嫁の妊娠」は犯罪として告発されている。一五七〇—一六四〇年にかけて、ターリング村では、「花嫁の妊娠」のうちの四〇パーセント（四九件のうちの二〇件）を越えるものが教会裁判所に訴追されている。一五八〇—一五九九年では三五パーセントが、一六〇〇—一六一九年では二九パーセントが訴追されているが、一六二〇—一六三九年には七三パーセントへと訴追の比率が急増している。⁽⁶⁾

しかし、ターリング村においても、挙式のとくにはわからず、その後の洗礼のときに、あるいは婚姻と洗礼の調査によって挙式後に判明した婚前姦通罪は、一六〇九年以前には告発されていない。⁽⁷⁾ 婚前姦通も教会挙式をとまなう限り、なによりも私生児の問題を生じない限り教区社会によって寛大に扱われていたと言っつてよい。「婚姻約束の法」が教区社会において受容されていたと言えよう。

ターリング村のケースが示すように、「花嫁の妊娠」は十七世紀が進むにつれて犯罪として告発されるようになって

表3. ソールズベリ主教裁判所 the court of the bishop of Salisbury, ソールズベリ大執事裁判所 the court of the archdeacon of Salisbury, 北ウィルトシャ大執事裁判所 the court of the archdeacon of North Wiltshire によって審理された婚前淫行罪事件1615-29

1615年	30件	1620	43	1625	36
1616	30	1621	81	1626	60
1617	48	1622	65	1627	60
1618	65	1623	52	1628	44
1619	40	1624	54	1629	63

ソールズベリ主教裁判所におけるパークシャからの事件は除外されている。また、1615年の30件には北ウィルトシャ大執事裁判所の件数は記録が欠けているために含まれていない (M. Ingram, op. cit., p. 222.)。

表4. ウィルトシャ五教区における婚前淫行罪の訴追

教 区		A	B	%	C	D
キーヴィル	1604-29	11	8	73	3	14
ステイープルアシュトン	1600-29	30	18	60	11	41
ウィリィ	1600-29	6	3	50	2	8
ブロードチョーク	1600-29	14	1	7	2	16
アルビディスタン	1600-29	3	0	0	0	3

Aは教区簿冊の分析から引き出される婚前淫行の数を示し、Bは、カテゴリーAのうちで、教会裁判所に訴追されるに至った事件の数を示す。Cは、訴追記録だけから知られ付加された事件の数を示す。Dは知られうる事件の合計を示す。なお、キーヴィル教区の1600-3年の期間は、資料が不完全なために除外した (Ibid., p. 233.)。

いる。このことは「花嫁の妊娠」に対する教区社会の対応の変化を窺わせる。そこで、「花嫁の妊娠」に対する教区社会の対応の変化を十七世紀前半のウィルトシャから詳しく検討したい。

「婚前の淫行な生活のために、あるいは婚前の姦通のために」、一六一五―二九年の期間にウィルトシャの三つの教会裁判所で審理された婚前淫行罪の統計がイングラムによって示されている(表3)。婚前淫行罪で告発されたもののうちの大部分は、婚姻約束を結ぶか、求婚中のカップルであり、教会挙式をする前に性交渉をもち、一家を構えた人達であった。⁽⁸⁾ 婚前淫行罪で告発された人達には婚前妊娠で告発された人達以外も当然含まれるのであるが、イングラムはその明確な比率を示していないとはいえ、イングラムによる宣誓録取書の分析から、婚前妊娠で告発された人達がそのうちの多数を占めるとみてよいと思われる。⁽⁹⁾ 表3が示すように、一六一五―二九年の間に年平均で五〇件を超える婚前淫行罪が三つの教会裁判所で審理されている。しかし、この統計では訴追されても出廷しない不服従者の数が除外されているので、実際の訴追数はこれを上回ると理解せねばならない。⁽¹⁰⁾

そして、この期間の婚前淫行罪の訴追数が大幅な増加を示すものであることは、十六世紀末のそれと比べることによって明らかにされよう。一五八五年の主教による州内巡察では婚前淫行罪の告発は五件にすぎず、一五八〇年代末と一五九〇年代初期の北ウィルトシャ大執事区においてもその告発は年平均六件以下であった。イングラムは、訴追数が三つの教会裁判所を合わせて三〇件を超えるのが十七世紀に入ってからであることから、教会挙式前の性交渉を認めず、教会挙式婚に婚姻を統一化し、それに反する婚姻慣習の是正をめざして婚前淫行罪の訴追強化政策が推進される転換点を一六〇〇年頃と位置づけている。⁽¹¹⁾

それでは、十七世紀に入ってから婚前淫行罪の訴追がなぜ強化されたのであろうか。それをイングラムによるウィルトシャ五教区の研究からみてみよう。

表4は一六〇〇—二九年までのウィルトシャ五教区における婚前淫行罪の訴追率を示したものである。この表は、教区簿冊の婚姻と洗礼の登録から婚前妊娠が確認しうるケース(A)と、そのなかで婚前淫行罪の訴追を受けたケース(B)を示し、さらに、他教区からの移住などのために教区簿冊から婚前妊娠が確認しえないが、教会裁判所の訴追記録から婚前淫行罪が確認しうるケース(C)を含んでいる。後進地域であるチョークランド(ブロードチョーク、アルビディスタン)よりも、先進地域であるチーズカントリー(キーヴィル、ステイプルアシュトン、ウイリイ)において婚前淫行罪の訴追が強化されていることをこの表は示している。人口も少なく、社会的変化も緩慢なチョークランドでは、「婚姻約束の法」に示される婚姻慣習が根強く残っており、「花嫁の妊娠は裁判所に召喚される些細な問題にすぎない⁽¹²⁾」という考えが支配的であり、「花嫁の妊娠」に対する寛大な態度が教区社会で支配的であったと言えよう。

それでは、チーズカントリーにおける婚前淫行罪の訴追強化は何によって生じたのであろうか。その原因をキーヴィル教区から探ってみよう。キーヴィル教区では一六〇〇—二九年の間に一三件が訴追されたが、このうちの八件はウィルトシャの毛織物工業が経済的苦境に陥った一六二〇年代に生じている。訴追された一三件のうちで、ミドルラス出身のものは二人であるが、三人は記録のたどれない一時的な在住者で、残りの八人は小屋住農cottagersや転賃借人under tenantsであった⁽¹³⁾。最初の二人を除けば全て下層民である。毛織物工業の発展によって土地をもたない多くの下層民を吸収したキーヴィルのような教区では、凶作や不況などによる経済状態の悪化のために生じる貧民対策として、婚前淫行罪の訴追が教区社会の担い手達によって強化されたと言えよう。一六二〇年以前においても、経済状態が悪化した一五九九年、一六〇三年にウィルトシャでは婚前淫行罪の訴追が強化されている。

それでは、経済状態が悪化した時代に、教区社会の担い手達はなぜ婚前淫行罪の訴追を強化したのだろうか。婚前淫行罪の訴追強化によって一六〇四年の教会法に従う教会挙式婚に婚姻を統一化するという教会の政策が、教区社会

の担い手達によってどのような理由から受容されたのであろうか。一六二七年、ステイープルアシュトン教区で婚前淫行罪の訴追を受けたある男のケースがこの理由を知る手掛りを示している。

「アンソニー ナッシュ Anthony Nashe は彼の花嫁が結婚のときに妊娠していたことを告白したが、教区民の反対がなかったならば、二人はもっと早く結婚していたであろうと抗議した。その婚姻に対して地域の反対が生じたであろう理由は、「貧困者 pauper」という欄外の登録によって示される。⁽¹⁴⁾」

アンソニー ナッシュは教会挙式婚を望んだが、彼が救貧税によって扶養される「貧困者」であることから、教区民の反対によって婚姻予告が認められなかったために教会挙式婚を挙げることができず、そのために婚前姦通を犯し、花嫁を妊娠させてしまったので訴追されたわけである。

このケースはこの時代のイングランドにおいて推進された婚前淫行罪の告発にまつわる一つの典型的な事情を説明している。両当事者の一方が居住する教区教会もしくは礼拝堂における婚姻予告を経て挙式するように義務づける一六〇四年の教会法への婚姻の統一化によって、下層民の婚姻を教区社会の統制下に置くことは、下層民の婚姻慣習を是正する目的をはるかに越えて、下層民の婚姻を禁止することを事実上意図していたと言つてよい。下層民の婚姻を禁止することによって、それがもたらすであろう教区社会の経済的負担を回避せねばならないことは、教区社会の経済状態が悪化した時代には教区社会の最重要課題であったわけである。下層民の婚姻がなぜ教区社会の経済的負担の増大に結びつくのかに関しては、この時代の救貧行政と関連させて検討せねばならない課題であるが、その前に、教区社会における婚姻規制についてももう少しふれてみたい。

(一) Constitutions and Canons Ecclesiastical of 1604, in E. Cardwell (ed.), Synodalia: a collection of articles of religion, canons,

- and proceedings of convocations, Oxford, 1842, rep. Gregg Pub., 1966, vol. I., pp. 296-298.
- (2) Ibid., p. 308.
- (3) Ibid., pp. 309-310.
- (4) G. R. Quafe, *op. cit.*, pp. 41-42.
- (5) A. Macfarlane, *Marriage and Love in England 1300-1840*, p. 305.
- (6) K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling 1525-1700*, Academic Press, 1979, pp. 126-127.
- (7) D. Levine and K. Wrightson, *The Social Context of Illegitimacy in Early Modern England*, p. 174.
- (8) M. Ingram, *Church Courts, Sex and Marriage in England 1570-1640*, p. 225.
- (9) Ibid., pp. 223-226.
- (10) Ibid., p. 222.
- (11) Ibid., p. 222.
- (12) Ibid., p. 233.
- (13) Ibid., pp. 235-236.
- (14) Ibid., p. 234.

五 私生児と教区社会

婚前淫行罪の訴追の強化以外に、一六〇四年の教会法に婚姻を統一化するために教会及び教区社会によってとられた婚姻規制として、秘密婚の訴追と私生児問題が挙げられる。

教区の反対を免れるために、あるいは親や保護者の反対を免れるために居住地以外の教会や礼拝堂で挙式するといふように、一六〇四年の教会法に違反して行われた教会挙式婚の形式をとる秘密婚は、有効なものであるが、教会裁

判所に訴追されるべき違法な婚姻とみなされていたことは言うまでもない。この種の秘密婚に対する規制は、特別教区の存在などによって実効性の点で大きな困難をとまなうものであったが、この種の秘密婚の問題については別の章で検討することにして、ここでは十七世紀前半の教区社会における私生児問題を婚姻規制と結びつけて検討することにする。

「花嫁の妊娠」に対する婚前淫行罪の訴追の強化は、経済状態の悪化によって生じる貧民問題に対する教区社会の対応のひとつを示すものであるが、教会挙式婚への婚姻の統一化によって、さらには婚前の性交渉を禁止することによって、「花嫁の妊娠」を寛大に扱う婚姻慣習を是正し、下層民の婚姻に教区の規制を加えることをめざしていた。その意味では、私生児を生み出した親の処罰によって私生児の存在を寛大に扱う社会そのものを是正し、さらに、多くの私生児をかかえ血縁で結ばれた下層民の「私生児の多い下位社会 *bastardy prone sub-society*」⁽¹⁾の婚姻慣習を是正することは、教区社会にとって「花嫁の妊娠」をはるかに越えた重大な問題であったと言わなければならない。このことは、私生児を生んだ親の訴追数と婚前淫行罪の訴追数を比べるだけで教区社会にとってどちらが重大な犯罪とみなされていたのか明らかである。

ターリング村では、一五七〇—一六四〇年の期間に教会裁判所に訴追された「花嫁の妊娠」は二〇件にすぎないが、私生児事件は五六件（それ以外に四季裁判所への訴追が五件）となっており、この五六件はこの期間に教会裁判所に訴追された性犯罪と婚姻をめぐる犯罪の総数一二四件のうちの四五パーセントを占めている⁽²⁾。また、ウィルトシャのキーヴィル教区とウィリイ教区では、一五九一—一六三〇年の期間に教会裁判所に訴追された私生児事件は四四件を数えており、この数の多さは表4の婚前淫行罪の訴追数と比べると統計年度のわずかな違いを考慮しても明らかである⁽³⁾。私生児問題は、「花嫁の妊娠」以上に教区社会にとって看過出来ない犯罪として教区社会の担い手達によって教

会裁判所に訴追されたと言うべきである。しかしその一方で、「花嫁の妊娠」や婚前淫行罪において示されたチーズカントリーとヨークランドの違いは私生児問題においても現われている。ヨークランドでは私生児問題に関する教区からの告発がわずかしかないことが指摘されている。⁽⁴⁾

私生児問題、すなわち、両親が子の出生後にも結婚していないことから生じる私生児の両親に対する訴追は、教会裁判所と治安判事の四季裁判所の双方の管轄に属している。しかし、教会裁判所への訴追数と治安判事による私生児扶養命令 *bastard order* の数を比べれば、ターリング村（一五七〇—一六四〇年）では、私生児の親に対する訴追は五六件が教会裁判所で行われたのに対し、四季裁判所では五件にすぎないことから、前者の方が圧倒的に多い。⁽⁵⁾ 同じことはイングラムによるウィルトシャの研究においてもあてはまるので、私生児事件は主として教会裁判所において扱われたと言ってよい。

私生児事件では、教会裁判所は私生児を生んだ母親を告発するだけではなく、その父親をも調査して同時に告発することを教会委員に求めている。教会委員の調査によって私生児の父親が確認されない場合であっても、「世間の評判によれば、あるいは彼女の言うところによれば」というように、私生児の父親を示すことが教会委員に求められたこともあり、一六二〇年代の北ウィルトシャ大執事区では私生児事件の訴追の八〇パーセント以上において私生児の両親が告発されるまでに至っている。⁽⁷⁾

それでは、私生児の父親として告発された人達はどのような階層の人達であったのであろうか。先に述べたキーヴイル教区とウィリイ教区において告発された四四件の私生児事件に関するイングラムによる私生児の父親の階層分析は、興味深い事実を示している。二つの教区において私生児の父親として告発された人達の階層は、下層民に限られることなく広範に渡っており、*ヨーマン yeoman* や *ハズバンドマン husbandman* などのミドルクラスの農民ばかりで

なくジェントルマン gentleman やえもそこに含まれている⁽⁸⁾。私生児の父親として告発された人達の階層が広範に渡っているという事実は、下層民が大部分を占めた婚前淫行罪のケースと比べると顕著な特徴を示すばかりでなく、私生児事件が治安判事の四季裁判所ではなく教会裁判所において扱われるときの教会裁判所の基本的な立場を説明する手掛りを与えていると思われる。

そして、どのような性質の私生児事件が四季裁判所ではなく教会裁判所において訴追されるのかという裁判管轄にかかわる問題は、教会裁判所が私生児事件において下す判決がそれを説明するひとつの手掛りを与えている。教会裁判所は私生児の親に対する判決のなかで不服従者でない場合には公開の悔悛 public penance と制裁金を課するのが通常であった。彼らは白衣を身につけ、白い杖をもち、礼拝のときに会衆の面前で罪の告白をさせられ、さらに近隣の町の市場で公衆の面前で罪の告白をさせられることも時にはある⁽⁹⁾。この刑罰は、婚前淫行罪の場合には僧侶や教会委員の面前での非公開の悔悛と制裁金が課せられたことと比べれば⁽¹⁰⁾、私生児事件がより重大な犯罪とみなされていたことを示している。下層民にとっては制裁金が、ミドルクラス以上の犯罪者にとっては公開の悔悛が重い刑罰として受けとめられたと推測することができる。とりわけ、ミドルクラス以上の犯罪者にとっては公開の悔悛は、実際には金銭の支払いに換えられるケースもあつたとはいえ、教区社会における彼らの名望を失墜させることになるので身体刑以上の抑止効果を有していたと言つてよい⁽¹¹⁾。

教会裁判所は、違反者に対して教会法上の刑罰を課すことによつて、容認される行動の基準を明らかにし、教区民の日常生活に様々な規制を加えたわけである。しかし、このような教会裁判所の対応では私生児がもたらすもうひとつの重要な問題に教会裁判所は全く対応していないと言つてよい。私生児事件がこの時代に重大な犯罪として扱われたもうひとつの理由は、私生児が教区の経済的負担となるのを防止することにある。従つて、私生児事件は私生児の

扶養を解決されるべき課題として常にともなうわけである。ところが、私生児の扶養の問題が教会裁判所における私生児事件の判決のなかで扱われた形跡がないことは、イングラムの研究からも明らかである。それゆえ、教会裁判所で扱われる私生児事件において私生児の扶養問題はどのように処理されていたのかという疑問が生じるわけであるが、この問題は四季裁判所において私生児事件がどのように治安判事によって処理されていたのかをみることによって明らかにされる。

私生児事件における治安判事の裁判権は、「教区の世話になるであろう私生児を産む淫らな女性を、治安判事は矯正労役所 the house of correction に收容し、一年間の労働を課すべき」とを定めた一六一〇年の制定法(7 James Cap. 5)に示されている。私生児事件に対して治安判事が介入するのは、父親が判明しないなどの理由で私生児の扶養が未解決なために、私生児が教区の世話になりうる場合に限定されたわけである⁽¹²⁾。扶養問題がすでに解決済みの私生児事件だけが教会裁判所に訴追されたと言ふことができる。従つて、私生児の父親として教会裁判所に告発された人達の階層が広範に渡っているという事実も、私生児の扶養問題がすでに解決済みの事件だけが訴追された結果であると言えるであろう。

治安判事が扱う私生児事件では、治安判事は私生児の父親を捜し出し、その父親に私生児の扶養を命じ、私生児の扶養を可能な限り教区の負担としない方針で対処し、さらに私生児の親には笞刑を、母親が私生児出産の再犯者の場合には矯正労役所への收容を命じている。治安判事によって発せられた私生児扶養命令は、私生児の親に対する刑罰ばかりでなく、私生児の父親とされた男性(時には複数の男性)に対して、扶養の額、支払い日、支払い期間、支払い方法などを詳細に定めている⁽¹³⁾。

このように、私生児事件が教会裁判所と四季裁判所のうちのどちらで扱われるのかは、私生児の扶養問題に依存し

ていたと言つてよい。そして、私生児事件が教会裁判所に訴追される場合であれ、教会委員は、治安官や貧民監督官 *oversers of the poor* などの世俗の行政の教区官吏達と協力して、教区の負担を避ける目的で私生児事件に対処したと言ふべきであろう。私生児事件が裁判所に訴追される前に、彼ら教区の官吏達によつて父親の追求と扶養問題の解決が企てられ、その結果、彼らによつて扶養問題が解決された事件が教会裁判所に訴追され、彼らによつて扶養問題が解決されなかった事件が四季裁判所に訴追され、治安判事の私生児扶養命令によつて解決されたと言ふことができる。訴追の前に、私生児の扶養問題をめぐつて教区の官吏達による「裁判外のインフォーマルな紛争解決」が試みられていたとみるべきである。私生児事件に限ることなく教区社会の重要問題において、教区の官吏達は、訴追される事件の裁判管轄を越えて協力体制をとつていたと言つてよい。

教区社会における犯罪に対処するために、教会委員、治安官、貧民監督官などの教区の官吏達が協力体制をとる契機となつたのは、十六世紀後半期の救貧行政の確立にあると思われる。教区を救貧行政の単位として位置づけ、深刻化する貧困問題に対処するために、貧民監督官や治安官とともに、教会委員にも治安判事のもとで救貧行政の責任を分担させる体制が確立されている⁽¹⁴⁾。従つて、私生児を産み出す下層民の婚姻に対する規制も救貧行政の展開と深くかかわつていたと言わねばならない。「花嫁の妊娠」、婚前淫行罪、私生児事件等々への教会裁判所の対応は、救貧行政を補完するものとして位置づけられるべきであろう。

十六世紀後半から十七世紀前半にかけての救貧行政の展開を、社会史を視野に入れつつ研究した労作として、常行敏夫「市民革命前夜のイギリス社会」(岩波書店 一九九〇年)が挙げられる。とりわけ、第三章 救貧行政の展開と分極化の進行、第四章 社会の分極化と民衆文化は、この時代に推進された婚姻規制の歴史的意義を理解するうえで多くの示唆を与えている。そこで、常行敏夫「市民革命前夜のイギリス社会」を参考にしつつ、この時代の婚姻規制

の歴史的意義を、救貧行政及び民衆文化との関連で簡単にふれてみたい。

下層民の婚姻がなぜ教区の経済的負担を増大させる事態を生じるのかは、この時代の救貧行政にその原因が求められる。十六世紀後半以後、度重なる凶作と毛織物工業の不況によって大量に生み出され浮浪民化した貧民に対する対策として繰り返し制定された救貧法と浮浪民規制法にもとづき、組織的な救貧行政が絶対王政によって確立された。治安判事の監督下、貧民監督官は、教区の教会委員や治安官とともに、働く能力のない貧民の救済のために、「その両親が子供を養えないと考えられる子供を仕事に就かせるために、また、自らを養う手立てをもたず、自活するための日常の生業に従事する手立てももたない既婚、未婚の全ての人々を仕事に就かせるために¹⁵⁾」、教区の救貧行政の全責任を負わされ、さらに、これら働く能力ある貧民を仕事に就かせるために、公共事業を行う権限、徒弟幹施権、徒弟拘束権が与えられている¹⁶⁾。そして、労働能力のない貧民を救済するために必要な資金ばかりでなく、労働能力ある貧民を仕事に就かせるために必要な資金も全て教区民から強制的に徴収される救貧税 *poor rate* によって支弁されることになっていた。貧民問題は教区レベルで全てが解決されることが求められていたと言つてよい。貧民の存在そのものが教区民の経済的負担を増大させる種であったわけである。それゆえ、将来の貧民の拡大再生産を意味しかなない下層民の婚姻は、教区民の救貧税負担を軽減するために教区によって規制されるべきものであった。下層民の婚姻によって親が扶養できない子供が生まれた場合には、また、私生児が生まれた場合には、教区はその子供を徒弟として就業させることを義務づけられたために、その子供は徒弟として就業可能な年齢に至るまで教区によって扶養されねばならないことになるからである。

貧民問題を教区レベルで教区民の負担によって解決するという教区主義的救貧行政は、教区社会の担い手達をして、下層民の日常生活に対する統制を強化せしめる契機となっている。貧民問題によって生み出された教区社会の分極化

によつて、教区官吏として教区社会を担うヨーマンを中心とするミドルクラスの教区民達は、下層民に対して敵対的態度を強め、かつては慣習的行動として容認されていた民衆の日常的行為に対して統制を加えるに至つてゐる。貧民問題に対処するために、彼ら教区エリート達の手によつて民衆文化の改革が推進されたと言ふことができる⁽¹⁷⁾。

下層民の性道徳違反、教会出席義務違反、居酒屋規制違反などを犯罪として訴追する動きが十七世紀前半において強化されたことも教区エリート達による民衆文化の改革を示すものと言えよう。このことは、村落共同体の身近な日々との関係の調和を維持するために容認されていた民衆の自律的な慣習法上の世界に対して、教区エリート達が国家法による規制によつて民衆の慣習法の自律性を否定し、民衆の慣習法を国家法の統制下に置くプロセスが推進されたことを意味している⁽¹⁸⁾。

救貧行政の展開のもとで、「花嫁の妊娠」に対する告発、婚前淫行罪の告発、私生児事件の告発等々が強化されたことも、教会挙式前の性交渉を禁止し、一六〇四年の教会法に婚姻を統一化することによつて、教区エリート達が下層民の婚姻慣習、すなわち下層民であつても容易に婚姻しうる「婚姻約束の法」を、それを支える性慣習とともに是正することをめざしたからであると理解されよう。しかしその一方で、これら上記の犯罪の告発が地域によつては必ずしも積極的に推進されていないこともすでに述べた通りである。このことは、民衆の慣習法上の自律的な世界が地域によつては根強く持続していることを示している。

このように、十七世紀前半のイングランドでは、民衆文化の改革に対応して、一六〇四年の教会法にもとづく教会挙式婚への婚姻の統一化政策が国家、教会、教区社会によつて推進されたと言ふことができる。しかし、この政策によつて一六〇四年の教会法にもとづく教会挙式婚が広く受容されるに至つたと言ふためには、一六〇四年の教会法に違反して行われた教会挙式婚（秘密婚）についての検討が必要とされよう。さらに、それ以上に重要なことは、一六

○四年の教会法にもとづく教会挙式婚への婚姻の統一化政策の成果を完全に覆す大事件が一六四〇年に待ちかまえていたことである。

- (一) P. Laslett, *The Bastardy Prone Sub-Society*, in P. Laslett, K. Oosterveen and R. M. Smith (ed.), *Bastardy and Its Comparative History*.
- (二) K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in An English Village*, p. 119, p. 126.
- (三) M. Ingram, *Church Courts, Sex and Marriage in England 1570-1640*, p. 260.
- (四) *Ibid.*, p. 275.
- (五) K. Wrightson and D. Levine, *op. cit.*, p. 126.
- (六) M. Ingram, *op. cit.*, p. 339.
- (七) *Ibid.*, p. 262.
- (八) *Ibid.*, p. 270.
- (九) *Ibid.*, pp. 53-54. 公開の悔悛刑の執行について、「我ら失いし世界」のなかで次のように書かれている。「今月(七月)一八日と二五日の日曜日、トマス・オーダムは、最上の上衣の上に白い布をつけて、手には白杖をもって、午前の礼拝のはじまるときに、チャールトンの教区教会に出頭し、礼拝式とその後の説教の間ずっと説教壇の前に立ち、それからそこで、私通と近親相姦の罪に対して説教を受け、ミサが終わったあとただちに、はっきりと聞きとれる声で、このことを謙虚に告白すべし。その際、聖職者のあとについて、次のことを繰り返し述べるべし。すなわち、「私、トマス・オーダムは、ここに神の御前で、次のとおり告白いたします。わたくしこと、同居中のわが妻の娘と近親相姦の罪を犯し、全能の神の神聖なる威厳を深く傷つけましたことをお認めいたします。」(ラズレット 川北稔他訳「我ら失いし世界」二二二―二二頁(P. Laslett, *The World We Have Lost-further explored*, p. 164.))。
- (10) M. Ingram, *op. cit.*, p. 236.
- (11) *Ibid.*, p. 340.
- (12) A. Macfarlane, *Illegitimacy and Illegitimates in English History*, in P. Laslett, K. Oosterveen and R. M. Smith (ed.), *Bastardy*

and Its Comparative History, pp. 73-74. 治安判事による私生児扶養命令は一五七六年の制定法 (18 Eliz., C. 3) においてすでに規定されている。

- (13) 十七世紀前半の私生児扶養命令の一例として、一六一七年六月二七日、サマセットの四季裁判所において発せられた私生児扶養命令を挙げておく。

「ウェリントン教区のアン バグウェル Ann Bagwell」という未婚女性が私生児を産んだが、私生児の扶養が解決されないために、アンは四季裁判所に告発された。しかし、治安判事の尋問によつて同じ教区のロジャー ハムウッド Roger Hanwood という織布工が父親と判明したので、次のような私生児扶養命令が発せられた。

「ロジャー ハムウッドは、六月二七日以後、私生児が自活できない期間、さもなくば扶養されるべき期間、毎週八ペンスを支払うべし。毎週支払われることが定められた週八ペンスは、上記の期間、毎週日曜日に、日曜日の礼拝が終わつた直後に、上記の私生児の扶養のためにウェリントンの教会の聖餐台にそのときにいるであろうウェリントンの教会委員達に対して、あるいはその教会委員達の一人に対して支払われるべし。そのようにして教会委員によつて受領された上記の週八ペンスを、アンがその私生児を扶養する限り、教会委員はアンに支払うべし。もしもアンが上記の子を扶養しないことが生じるならば、教会委員によつて支払われる週八ペンスは、上記の私生児を扶養する人に渡されるべし。アン バグウェルは、上記の犯罪のために、ウェリントンの町で笞刑に処されるべし」(G. R. Quafe, op. cit., pp. 202-203.)。

- (14) この時代の救貧行政については、常行敏夫「市民革命前夜のイギリス社会」(岩波書店 一九九〇年)がすぐれており、本稿は、第三章 救貧行政の展開と分極化の進行、第四章 社会の分極化と民衆文化、に依拠している。

- (15) The Poor Law Act of 1601 (43 and 44 Eliz. c. 2), in A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Tawney (ed), English Economic History Select Documents, Bell, 1914, p. 380.

- (16) 常行敏夫「前掲書」一一三—一四頁参照。

- (17) 常行敏夫氏は、中産階級による民衆文化の変革を推進したイデオロギーとして、ピューリタニズムの役割を重視している。詳しくは、常行敏夫「前掲書」第四章を参照。しかし、イングラムのウィルトシャ研究ではピューリタニズムの役割は重視されておらず、地域差があると思われる (M. Ingram, op. cit., p. 279)。

- (18) 十七世紀前半の婚姻規制は、一六〇四年の教会法と「婚姻約束の法」の矛盾が国家、教会、教区社会によつて前者に一元化されるプ

ロセスのなかで位置づけられるが、このことは、同時に、自律的な慣習法が国家法による統制を受けてその自律性を失うプロセスをも含んでいることを意味している。この後者の視点を提示した研究として、K. Wrightson, *Two Concepts of Order*, in J. Brewer and J. Style (ed.), *Un Ungovernable People*, Ruter Univ. Press, 1980. がある。

(未完)